

老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業・デイサービスセンター等の届出について

国及び都道府県以外の者が下記の居宅サービスを実施するには、介護保険法に基づく指定申請等とは別に、老人福祉法に基づく各種届出が必要です。

◆該当するサービス

老人福祉法		介護保険上のサービス名
名称	サービス名	
老人居宅生活支援事業	老人居宅介護等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問型サービス（第1号訪問事業） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護
	老人デイサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所型サービス（第1号通所事業） ・地域密着型通所介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護
	老人短期入所事業	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）短期入所生活介護
	小規模多機能型居宅介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型老人共同生活援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
	複合型サービス福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> ・複合型サービス
老人福祉施設 (老人デイサービスセンター等)	老人デイサービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・通所型サービス（第1号通所事業） ・地域密着型通所介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護
	老人短期入所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）短期入所生活介護
	老人介護支援センター	

※事業と施設の区分について

【施設】

①老人デイサービスセンター

基本的なものを専用の設備により提供している場合は独立した「施設」として位置づけます。

②老人短期入所施設

「短期入所のための専用居室、浴室及び食堂を専用の施設として有する」かつ「独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有する」場合は「施設」として位置づけます。

【事業】

特別養護老人ホーム等に併設された設備が「施設」の要件を満たさない場合は、「事業」として取り扱います。

※届出先は、事業所、施設等の所在地を所管する各健康福祉センターとなります。（中核市である下関市で事業を行う場合は、届出先は下関市になります。）

◆届出様式

老人居宅生活支援事業	事業開始の届出	老人居宅生活支援事業開始届	第1号様式
	届出内容の変更	老人居宅生活支援事業届出事項変更届	第1号様式の2
	事業の休廃止	老人居宅生活支援事業廃止(休止)届	第1号様式の3
	事業の再開	老人居宅生活支援事業再開届	第1号様式の4
老人福祉施設 (老人デイサービスセンター等)	施設設置の届出	老人デイサービスセンター等設置届	第1号様式の5
	届出内容の変更	老人デイサービスセンター等届出事項変更届	第4号様式
	設置した施設の休廃止	老人デイサービスセンター等廃止(休止)届	第6号様式
	施設の再開	老人デイサービスセンター等再開届	第7号様式

◆届出の時期について

	事業開始及び設置届	変更届	廃止(休止)届	再開届
届出時期	あらかじめ	変更から1月以内	廃止(休止)の1月前まで	再開次第遅滞なく